

# 理窓技術士会会則

## 第1章 総則

(名称) (H19/5/26 改), (H22/5/22 改)

第1条 本会は「理窓技術士会」と称する。

(目的)

第2条 本会は産学連携を視野に入れて会員の科学技術の交流と親睦を図り、我が国の科学技術及び産業の向上並びに東京理科大学、加えて理窓会の発展に寄与することを目的とする。

(事務局) (H19/5/26 改) (H28/5/21 改)

第3条 本会は事務局および所在地を東京都新宿区神楽坂1-3 東京理科大学 校友・父母支援課内に置く。

(活動) (H20/5/24 改)、(H22/5/22 改)、(H30/5/26 改)、(R6(2024)/5/25 改)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 東京理科大学の研究成果の技術移転、技術評価の支援
- (2) 東京理科大学の JABEE コース修了者への支援活動および本学の学生および卒業生に対する技術士の資格取得の支援
- (3) 技術移転先企業への技術指導
- (4) 講演会\*、研究発表会\*の運営
- (5) 総会、親睦会\*の開催
- (6) 技術相談および技術士の派遣・斡旋
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な活動
- (8) 東京理科大学より分離した公立大学については、覚書等の締結による活動

\* 東京理科大学、諏訪東京理科大学、山口東京理科大学学生との交流を図るため、講演会、研究発表会、親睦会等への学生の参加は無料とする。

## 第2章 会員

(会員) (H17/5/28 改)、(H19/5/26 改)、(H28/5/21 改)、(H30/5/26 改)、(R6(2024)/5/25 改)

第5条 本会の会員は東京理科大学、諏訪東京理科大学（平成30年4月より公立化）、山口東京理科大学(平成28年4月より公立化)に繋がる、以下のものとする。

- (1) 技術士又は修習技術者（1次試験合格者、JABEE 認定コース修了者を含む）
- (2) 本校の教職員
- (3) 本校の出身者で、弁理士などの公的資格を有する者及び、博士号取得者など  
品格、知識とも会員にふさわしいと運営委員会が認めたもの
- (4) 上記以外の入会希望者は運営委員2名以上の推薦により運営委員会が認めた者

(入会) (H17/5/28 改)

第6条 本会に入会を希望する者は所定の入会申込書を本会に提出して承認を受けた後、別に定める入会金及び年会費を納めなければならない。

(会費) (H17/5/28 改)、(H20/5/24 改)、(H22/5/22 改)、(H23/5/28)、(H30/5/26)、(R4/5/28 改)、  
(R6(2024)/5/25 改)

第7条 会員は区分別に定める(第21条)年会費を納めるものとする。

- (1) 会員、評議員
- (2) 修習技術者(一次試験合格者及び JABEE コース修了者)。
- (3) 名誉会長、顧問および名誉会員の入会金、年会費は免除する。(H26/5/24)

(資格の喪失) (H18/5, 27 改)、(H20/5/24 改)、(H22/5/22 改)

第8条 会員は次の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 退会の届出
- (2) 死亡
- (3) 3期以上にわたって所定の会費並びに入会金を未納の者。
- (4) 2年間にわたってメール、郵便などで連絡が取れない者
- (5) 除名

(退会)

第9条 会員が本会を退会するときはその旨を本会に届けるものとする。

(除名) (H22/5/22 改)

第10条 会員が次に該当するときはその会員を除名することができる。

- (1) 本会の目的に反する行為をしたとき
- (2) 技術士資格を消失した者

(会員原簿)

第11条 本会に会員原簿を備え、都度会員の動静を記載する。

### 第3章 役員

(役員) (H20/5/24)、(H22/5/22)、(R4/5/28 改)

第12条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
運営委員長	1 名
運営委員	若干名(10 名程度)
監 事	1 ないし 2 名

(2) 役員は本会の会員とする。

(選任)

第13条 役員は総会において選出決定する。

(2) 役員に欠員が生じたときの補充は会長が会員より人選し、運営委員会(後述, 第17条)で決定し総会にて承認する。

(職務) (H22/5/22 改)

第14条 会長は本会を代表し、総会の議長を務める。

- (2) 運営委員長は本会の運営を執行する。
- (3) 運営委員は総務、会計、渉外、広報、企画、業務等に関して運営委員長を補佐する。
- (4) 監事は本会の経理状況及び業務の執行状況を監査する。

(任期)

第15条 役員の任期は2年間とする。但し、再任を妨げない。

- (2) 第13条2項により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

(名誉会長・顧問・名誉会員・評議員) (H20(2008)5/24改), (H22/5/22改)

第16条 本会に名誉会長・顧問・名誉会員・評議員を置くことができる。(H26/5/24)

- (2) 名誉会長は、会長経験者にて会に多大な貢献を戴いた方を運営委員会で推挙し、総会で承認を得た者。(H26/5/24)
- (3) 顧問は、本会の運営に適切な助言と指導をお願いし得る博学にして、人格高潔な方を運営委員会で推挙し、了承された方を候補とし、総会で承認を得た者。
- (4) 名誉会員は、会に多大な貢献を戴いた方を運営委員会で推挙し、総会で承認を得た者。
- (5) 評議員は、現在はその職にないが、役員などとして会の運営に貢献が有った者で、本人の許諾を得た者。

#### 第4章 会議

(種類) (H20/5/24改), (H22/5/22改)

第17条 本会の議決機関は総会及び運営委員会とする。

- (2) 通常総会は毎年1回 5月に開催する。
- (3) 臨時総会は運営委員会で必要と認めるとき開催する。
- (4) 本会の業務を円滑に執行するために運営委員会を置く。
- (5) 運営委員会は必要に応じ、随時開催する。

(議事)

第18条 総会においてはこの会則に別に定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 活動報告及び決算の承認に関する事項
- (2) 活動計画及び予算の決定に関する事項
- (3) その他、総会における議決が必要と認められた重要事項

(議決) (H17/5/28改), (H22/5/22改) (R6(2024)5/25改)

第19条 総会及び運営委員会は会員、評議員および修習技術者の1/2以上の出席者(委任状を含む)をもって成立する。

但し、名誉会長、顧問および名誉会員は算出から除外する。

- (2) 運営委員会は委員の1/2以上の出席、委任状で成立する。
- (3) 総会及び運営委員会の議決は出席者の過半数の決議をもって定める。

(支部、部会、委員会等)

第20条 本会の目的を達成するために必要であると認めるときは運営委員会の議決を経て本会に支部、部会、委員会等を設置することができる。

## 第5章 会計

(収入) (H23(2011)5/28改)、(R4/5/28改)、(R6(2024)5/25改)

第21条 本会の収入は次の項目をもってあてる。

- (1) 入会金：1,000円
- (2) 年会費：3,000円 会員、評議員  
：2,000円 修習技術者
- (3) 寄付金
- (4) その他雑収入

(支出)

第22条 報酬および各種経費は別途細則に定める。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(帳簿)

第24条 本会は次の帳簿を備え付ける。

- (1) 会員原簿
- (2) 会費、寄付金等収入簿
- (3) 金銭出納簿
- (4) その他(委員会議事録、活動報告書等)

(決算)

第25条 会長は毎会計年度の終了後、次の書類を作成し、運営委員会の議を経て、監事の監査を受け、通常総会に提出しなければならない。

- (1) 活動報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 余剰金処分案又は欠損処分案

(予算) (H20/5/24改)、(H22/5/22改)

第26条 会長は毎年度、該当年度に関わる次の書類を作成し、運営委員会の議を経て、通常総会に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書
- (2) 収支予算書

## 第6章 会則の変更と解散

(会則変更)

第27条 この会則の変更は運営委員会の議を経て総会の議決により決定する。

(解散)

第28条 本会は運営委員会の議を経て総会の議決により解散することが出来る。

- 2 解散時に余剰金及び残余資産があるときはこれを東京理科大学に寄付する。

## 第7章 補則

(細則) (H22/5/22 改)

第 29 条 この会則に必要な細則は運営委員会において定める。

## 第 8 章 附 則

- 1 この会則は本会設立の日（平成 16 年 1 月 24 日）から施行する。
- 2 本会の最初の会計年度は第 23 条の規定に係わらず本会設立の日に始まり、平成 16 年 3 月 31 日に終わる。但し、本会の設立に必要な準備に支弁した経費は、本会の経費としてこれを充当することができる。
- 3 設立当初の役員の任期は平成 17 年の通常総会終了の日までとする。

## 改 訂

平成 15 年、(2003)11 月会則制定

- 1 期：平成 16 年(2004)1/24 発足～平成 17 年 3/31 まで(以後は 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日)
- 2 期：平成 17 年(2005/5/28)改訂：5 条(会員)、第 6 条(入会)、7 条(会費)、19 条(議決)
- 3 期：平成 18 年(2006/5/27)改訂：8 条(資格の喪失)、12 条(役員)
- 4 期：平成 19 年(2007/5/26)改訂：1 条(名称)、3 条(事務局)、5 条(会員)
- 5 期：平成 20 年(2008/5/24)改訂：4 条(活動)、7 条(会費)、8 条(資格の喪失)、12 条(役員)、16 条(顧問・名誉会員・評議員)、17 条(種類)、26 条(予算)
- 6 期：平成 21 年(2009/5/30)
- 7 期：平成 22 年(2010/5/22)改訂：1 条(名称)、4 条(活動)、7 条(会費)、8 条(資格の喪失)、10 条(除名)、12 条(役員)、14 条(職務)、16 条(顧問・名誉会員・評議員)、17 条(種類)、19 条(議決)、29 条(細則)
- 8 期：平成 23 年(2011/5/28)改訂：7 条(会費)、21 条(収入)
- 9 期：平成 24 年(2012/5/26)
- 10 期：平成 25 年(2013/5/25)
- 11 期：平成 26 年(2014/5/24)改訂：第 16 条(名誉会長)
- 12 期：平成 27 年(2015/5/23)
- 13 期：平成 28 年(2016/5/21)改訂：第 3 条(事務局)、第 5 条(会員)
- 14 期：平成 29 年(2015/5/27)
- 15 期：平成 30 年(2018/5/26)改訂：第 4 条(活動)、第 5 条(会員)、第 7 条(会費)
- 16 期：令和 元年(2019/5/25)改訂なし
- 17 期：令和 2 年(2020/6/13)改訂なし
- 18 期：令和 3 年(2021/5/22)改訂なし
- 19 期：令和 4 年(2022/5/28)改訂：第 7 条(会費)、第 12 条(役員)、第 21 条(収入)
- 21 期：令和 6 年(2024/5/25)改訂：第 4 条(活動)、第 5 条(会員)(4)学生会員削除、第 19 条(議決)、第 21 条(会費)